

記入要領

1. 入札参加資格審査を申請する建設工事の種類

- (1) 工事实績のある建設工事で、入札参加資格審査の申請を行う建設工事について、「申請の有無」の欄に「○」印を付けること。
 ア 直前2年間に工事实績のない建設工事については、入札参加資格審査の申請はできません（県要綱第2条）。
 イ 工事实績は、総合評定値通知書の完成工事高の欄で確認を行うので、経営事項審査において平均完成工事高を「3年平均」で選択している場合は、経営事項審査申請書副本のうち「工事種別別完成工事高、工事種別別元請完成工事高（別紙一）」の写しを添付すること。
- (2) (1)土木一式工事、(2)とび・土工・コンクリート工事、(3)石工事、(4)しゅんせつ工事及び(5)解体工事については、工事实績のある建設工事について、入札参加資格審査の申請を行う建設工事について「○」印を付け、これらの中で、営業の主力とするものを必ず一つ選択して「●」とすること。
- (3) (6)建築一式工事、(7)大工工事及び(8)屋根工事については、工事实績のある建設工事について、入札参加資格審査の申請を行う建設工事について「○」印を付け、これらの中で、営業の主力とするものを必ず一つ選択して「●」とすること。
- (4) 経営事項審査で土木一式工事又は建築一式工事等で合算申請をしている場合は、土木一式工事又は建築一式工事以外の合算された建設工事については経営事項審査を受審していないこととなるため、入札参加資格審査の申請はできません。

〔記入例1〕

土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、建築一式工事、大工工事の工事实績があり、うち「土木一式工事」と、「建築一式工事」を営業の主力とする場合

〔記入例2〕

土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、建築一式工事、屋根工事の工事实績があり、うち「とび・土工・コンクリート工事」と、「屋根工事」を営業の主力とする場合

申請の有無	建設工事の種類
●	(1) 土木一式工事
○	(2) とび・土工・コンクリート工事
	(3) 石工事
	(4) しゅんせつ工事
	(5) 解体工事
●	(6) 建築一式工事
○	(7) 大工工事
	(8) 屋根工事

営業の主力とするもの

申請の有無	建設工事の種類
○	(1) 土木一式工事
●	(2) とび・土工・コンクリート工事
	(3) 石工事
	(4) しゅんせつ工事
	(5) 解体工事
○	(6) 建築一式工事
	(7) 大工工事
●	(8) 屋根工事

営業の主力とするもの

様式Ⅰ関係

2. 技術職員数

- (1) 令和7年7月1日時点で3か月以上の継続雇用にある技術者（事業主を含み、別添「技術職員の資格者コード一覧」に掲げる資格を有する者に限る。）のうち、以下の項目のいずれかに該当する者を記入すること。なお、被扶養者は含まない。
- ア 法人又は常時5人以上の従業員のいる個人事業所の場合、健康保険組合、全国健康保険協会又は建設国保に加入していること。（国民健康保険加入者は対象外とする。）
 なお、後期高齢者医療制度の被保険者の場合、事業所又は事業主から所得税の源泉徴収を受けていること。
- イ 個人事業所のうち、社会保険適用除外となるものの被雇用者にあつては、事業主から所得税の源泉徴収を受けていること。
- (2) 雇用状況の確認のために、(1)アに該当する者にあつては「技術職員数欄の健康保険被保険者証（写）等の提出用紙」（様式4）により健康保険被保険者証の写しを、(1)アなお書き及び(1)イに該当する者にあつては源泉徴収票の写しを添付すること。
- (3) 「有資格区分コード」の欄は、別添「技術職員の資格者コード一覧」に掲げるコード・有資格区分に基づき記入すること。
- (4) 有資格区分コードの確認のために、記入した資格に対応した資格証等の写しを「技術職員数欄の資格証等（写）の提出用紙」（様式5）に従って添付すること。

※ 技術職員が40名以上の場合は、資格者証等の写しに代えて直近の経営事項審査申請書の「技術職員名簿（別紙二）」の写しを添付すること。なお、審査基準日以降に雇用した技術者の資格や「技術職員名簿（別紙二）」にない資格を申請する場合は、資格者証等の写しを「技術職員数欄の資格証等（写）の提出用紙」（様式5）に従って添付すること。

- (5) 「業種の区分」の欄は、別添「技術職員の資格者コード一覧」に基づき、1級相当の資格の場合は「◎」を、1級技士補相当の資格の場合は「▲」を、2級相当の資格の場合は「○」を、2級技士補相当の資格の場合は「△」をそれぞれ記入するが、同一業種においての評価は上位の資格で評価する。
- (例) 1人の技術者が1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、2級建設機械施行管理技士を保有 → 土木一式において4点
 なお、「舗装診断士（2級相当：舗装のみ評価）」のみ、舗装の他の資格保有があっても別途評価する。
 1人の技術者が舗装施工管理技術者（1級）と舗装診断士を保有 → 舗装において6点（4点+2点）
- (6) 経営事項審査における「技術職員名簿（別紙二）」の取扱い（1名につき2業種まで）とは異なり、1人の技術者について記入する「◎」、「○」、「▲」、「△」の数に制限はなく、申請業種に関する資格の保有であれば評価する。
- (例) 1人の技術者が1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、2級造園施工管理技士を保有
 → 土木一式において4点、建築一式において4点、造園において2点

3. 研修会への参加状況

- (1) 研修会出席者の氏名を記入すること。
- (2) 複数の者が出席している場合は、代表して1名の者について記入すること。

4. CPDS等の単位の取得状況

- (1) 「2. 技術職員数」で申請した技術職員が、令和2年4月1日から令和7年3月31日の期間内に取得したCPDSのユニット数、建築CPDの単位数又は技術士CPDのCPD時間を、会社単位で記入すること。（なお、技術士CPDについては、建設「鋼構造物及びコンクリート」、農業「農業土木」、水産「水産土木」、森林「森林土木」の資格を持つ技術士に限ります。）
- (2) CPDSユニット数の確認のために、(一社)全国土木施工管理技士会連合会の発行する学習履歴証明書の写しを添付すること。なお、学習履歴証明書は、個人のものではなく、対象の5年間に会社単位で取得したものを提出すること。
- (3) 建築CPD単位の確認のために、(公社)鹿児島県建築士会の発行する建築士会継続能力開発(CPD)実績証明書の写し(個人単位で発行されます。)を添付すること。
- (4) 技術士CPDのCPD時間の確認のために、(公社)日本技術士会の発行する技術士CPD登録証明書の写し(個人単位で発行されます。)を添付すること。

5. ISO9000認証取得の状況

- (1) 国際標準化機構が規格化した品質保証システム（ISO9000シリーズ）を令和7年7月31日時点で認証取得しており、適用範囲に示された事業内容（適用サービス）が、入札参加資格審査の申請を行う業種を含むものである場合に記入すること。
- (2) 「認証取得の有無」の欄は、認証取得している場合「○」を記入すること。
- (3) 登録証の写しを添付すること（原本確認不要）。
(登録証だけでは適用サービスが確認できない場合は付属書も添付する。)
- (4) 認証範囲に建設業法上の営業所（本店、支店）の全てが含まれていること。
(確認のため建設業法の建設業許可申請書（様式第一号）の別紙二(1)又は別紙二(2)の営業所一覧表の写しを添付すること。)

6. 建設業に関連した表彰実績

- (1) 令和5年4月1日から令和7年3月31日の期間内に受賞した表彰を記入すること。
- (2) 会社に対する表彰（業種ごとに区分できない表彰）
 - ア 公的団体とは、国及び地方公共団体が出資・寄付行為を行っている財団法人、社団法人及び特殊法人をいう。
 - イ 表彰制度の種別（建設業関連）の項目①～⑨は事例として記入してあるが、他に建設業に関連した表彰を受けている場合は、⑩欄以降に表彰の名称等を記入すること。
 - ウ 「令和5年度」、「令和6年度」の欄は、該当する年度に「○」印を、「○」の合計個数を「合計（○の数）」の欄に記入すること。
 - エ 確認のために申請書に表彰状の写しを添付すること。
- (3) 会社施工の建設工事に対する表彰（業種ごとに区分できる表彰）
 - ア 公的団体とは、国及び地方公共団体が出資・寄付行為を行っている財団法人、社団法人及び特殊法人をいう。
 - イ 表彰制度の種別（建設業関連）の項目①～⑨は事例として記入してあるが、他に建設業に関連した表彰を受けている場合は、⑩欄以降に表彰の名称等を記入すること。
 - ウ 「令和5年度」、「令和6年度」の欄は、該当する年度に「○」印を、「○」の合計個数を「合計（○の数）」の欄に記入すること。
 - エ 業種欄については、表彰対象の工事について、「土木系（土、舗、園）」か「建築系（建、電、管）」を選択し、「土」か「建」の記入をすること。
 - オ 確認のために申請書に表彰状の写しを添付すること。
- (4) 個人に対する表彰
 - ア ①～⑤に掲げてある表彰で「2. 技術職員数」で申請した技術職員が被表彰者である場合についてのみ記入すること。
 - イ 「①県土木部優良工事等表彰（優秀技術者表彰）」、「②県農政部公共事業工事等表彰（優秀技術者表彰）」及び「③県環境林務部公共事業優良工事等表彰（優秀技術者表彰）」については、本庁部長表彰に加え、地域振興局部長等表彰についても評価対象となるため、記入漏れがないように注意すること。
(個人に対する表彰において、各地域振興局長、支庁長、地域振興局等建設部長、課長等表彰も含む。)
 - ウ 「令和5年度」、「令和6年度」の欄は、該当する年度に「○」印を、「○」の合計個数を「合計（○の数）」の欄に記入すること。
 - エ 業種欄については、表彰対象の工事について、「土木系（土、舗、園）」か「建築系（建、管、電）」を選択し、「土」か「建」を記入すること。
 - オ 確認のために申請書に表彰状の写しを添付すること。

(注) 会社に対する表彰（業種ごとに区分できない表彰）については、入札参加資格審査を申請する格付業種（土、建、舗、電、管、園）全てにおいて加点される。

会社施工の建設工事に対する表彰（業種ごとに区分できる表彰）及び個人に対する表彰については、入札参加資格審査を申請する格付業種のうち「土」を選択した場合は「土、舗、園」に、「建」を選択した場合は「建、管、電」について加点される。

7. 労働安全衛生マネジメントシステム認証取得の状況

- (1) 国際標準化機構が規格化した労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45000シリーズ）、OHSAS、COHSMS、Compact COHSMSのいずれかを令和7年7月31日時点で認証取得しており、適用範囲に示された事業内容（適用サービス）が、入札参加資格審査の申請を行う業種を含むものである場合に記入すること。
- (2) 「認証取得の有無」の欄は、認証取得している場合に「○」を記入すること。
- (3) 確認のために申請書に登録証の写しを添付すること。
(なお登録証だけでは適用サービスが確認できない場合は、付属書も添付すること。)
- (4) 認証範囲に建設業法上の営業所（本店、支店）の全てが含まれていること。
(確認のため建設業法の建設業許可申請書（様式第一号）の別紙二(1)又は別紙二(2)の営業所一覧表の写しを添付すること。)

8. 舗装機械保有の状況

- (1) アスファルトフィニッシャーを令和7年7月31日時点で保有（長期リース含む。）している場合に記入すること。
- (2) 「保有の有無」の欄は、保有（長期リース含む。）している場合に「○」を記入すること。また、「取得年月日（リース期間）」の欄については、自社（自己）保有の場合は上段に取得年月日を、リース契約の場合は下段括弧内にリース期間を記入すること。
- (3) リース契約として認められるものは、令和7年7月31日時点で長期リース契約を締結し、令和8年4月以降の県建設工事入札参加資格有効期間中（1年間（予定））は契約が有効であるもの。（なお、リース契約にリース期間の自動延長文言がある場合は除く。）
- (4) 車検証の写しがある場合は、申請書に車検証の写しを添付すること（原本確認不要）。車検証がない場合は固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳（市町村作成のもの）を、リース契約の場合はリース契約書の写しを添付すること（原本確認不要）。
- (5) アスファルトフィニッシャーの規格は舗装幅1.4メートル以上であること。
- (6) アスファルトフィニッシャーの写真を添付すること。なお、写真では舗装幅1.4メートル以上が確認できるようにメジャー等で測っているものを添付すること。

※ 舗装機械保有については、入札参加資格審査を申請する業種のうち「舗装工事」のみに加点される。

様式2関係

9. ボランティア活動の状況（公共施設（道路、河川、水路、海岸、学校等）への愛護活動や地域における奉仕活動等）

(1) 令和4年4月1日から令和7年3月31日の期間内に実施したボランティア活動を記入すること。（各年度3回以上で最高6点/年度となるので、全てのボランティア活動を記入する必要はありません。）

なお、ボランティア活動は会社としての活動に限ります（代表者や職員が個人的に参加した活動は対象外）。

ア 活動内容の例

- ・ 道の日、橋の日、海の日等の愛護活動
- ・ 道路、河川、水路、海岸、学校等の清掃作業
- ・ ふるさとの道サポート推進事業、みんなの港サポート推進事業、みんなの水辺サポート推進事業、ふるさと砂防サポート推進事業
- ・ 水土里（みどり）サークル活動（本県の農地・水・環境保全向上対策）
- ・ 学校施設、老人ホーム等の電気設備の点検・補修（無償のものに限る。）
- ・ 公園施設等の遊具の点検・補修（無償のものに限る。）
- ・ 「学校行事」、「地域のイベント活動」に係る会場設営、重機の提供
- ・ 通学路等の安全パトロール、こども110番
- ※ こども110番は、上記期間内の全年度が評価対象（例：上記期間内が活動期間の場合、各年度1回ずつ評価）
- ・ 行方不明者の搜索活動
- ・ （一社）鹿児島県安全運転管理協議会主催の事業主研修会参加（講習修了書があるものに限る。）
- ・ 「日本赤十字社鹿児島県支部赤十字サポーター」又は「日本赤十字社鹿児島県支部災害救護赤十字サポーター」の認定
- ※ 赤十字サポーター等の認定は、上記期間内の全年度が評価対象（例：上記期間の全年度で認定されている場合、各年度1回ずつ評価）
- ※ 赤十字サポーター等の認定は、「赤十字サポーター等認定証明書（様式6-2）」の提出があった場合のみ評価対象とする。

イ 「令和4年度」、「令和5年度」、「令和6年度」の欄は、該当する年度に「○」印を、「○」の合計個数を「合計（○の数）」の欄に記入すること。

(2) 建設会社（個人経営は事業主）として実施・参加したボランティア活動を記入すること。（個人資格のボランティア活動は除く。）

(3) 「ボランティア活動確認（申請）書」（様式6-1）及び「赤十字サポーター等認定証明書（様式6-2）」の提出については、原本又はその写しを添付すること。

(4) 赤十字サポーター等の認定以外は、確認のために写真、新聞記事、「ボランティア活動確認（申請）書」（様式6-1）等の活動内容が確認できる資料を整理番号順に添付すること。

※ 建設会社自身による証明書（事実の申立書、事実と相違ないことの誓約書等）は認めないので注意すること。

※ 写真については、商号・撮影日時・撮影場所・ボランティア活動の内容等が分かるようにボード等に記載し、それを映り込ませて撮影することにより、写真自体を証明書類とすることが可能

※ 前回の建設工事入札参加資格審査で申請を行ったボランティア活動に係る証明書については、前回申請を行った証明書の写しを添付すること。

10. 鹿児島県との災害支援（防災）協定又は緊急防疫協定の締結状況

(1) 令和7年7月31日時点で鹿児島県と災害支援（防災）協定又は緊急防疫協定（以下、災害支援（防災）協定等という。）を締結している団体に加入している場合に記入すること（緊急防疫協定については、土木一式にのみ加点）。

(2) 加入している場合、「締結の有無」の欄に「○」を、「締結年月日」の欄に、鹿児島県と加入団体が災害支援（防災）協定等を締結した日を、「加入団体名」の欄に加入している団体名を記入すること。

[締結先の例]

- ・ （一社）鹿児島県建設業協会
- ・ 鹿児島県森林土木協会
- ・ 鹿児島県舗装協会 等

(3) 確認のために鹿児島県と災害支援（防災）協定等を締結している防災協定書等の写し、加入している団体が発行する加入証明書を添付すること。（なお直近の経営事項審査で加入している団体が発行する加入証明書を提出している場合は、当該写しを添付すること。）

1 1. 災害支援活動の状況（公共施設への緊急出動又は防災パトロール等）

- (1) 令和4年4月1日から令和7年7月31日までの期間内に実施した災害支援活動の実施状況を記入すること。
- ア 災害支援活動の例（県管理施設以外の国及び地方公共団体等の施設を対象とした活動も対象となります。）
- ・ 災害発生時における道路・河川等への緊急出動
 - ・ 道路・河川等への防災パトロール
 - ・ 口蹄疫，鳥インフルエンザ発生に伴う防疫活動等（消毒ポイントにおける車両消毒業務，車両通行止に伴う交通誘導業務，啓発看板設置など。）
 - ・ 県外の被災地に災害支援活動として職員を派遣している場合（無償である場合に限り，災害支援活動として認める）
 - ・ ミカンコミバエの防除作業（テックス版（誘殺材を吸引した板）の設置作業等）
- ※ 原則として無償の活動に限るが，次の活動は例外的に有償の活動も認める。
- ・ 国，地方公共団体等との災害支援（防災）協定に基づく活動
 - ・ 国，地方公共団体等との委託契約を締結して実施する災害復旧活動（口蹄疫，鳥インフルエンザ発生に伴う防疫活動等を含む。）
- なお，公共施設の維持管理業務等（年間）について，委託契約等に含まれる活動と判断されるものは対象としない（本契約における業務上の活動であるため）
- イ 「令和4年度」，「令和5年度」，「令和6年度」，「令和7年度」の欄は，該当する年度に「○」印を，「○」の合計個数を「合計（○の数）」の欄に記入すること。
- (2) 「災害支援活動確認（申請）書」（様式7）の提出については，原本又はその写しを添付すること。
- (3) 確認のために写真，新聞記事，「災害支援活動確認（申請）書」（様式7）等の活動内容が確認できる資料を整理番号順に添付すること。
- ※ 建設会社自身による証明書（事実の申立書，事実と相違ないことの誓約書等）は認めないので注意すること。
- ※ 写真については，商号・撮影日時・撮影場所・災害支援活動の内容等が分かるようにボード等に記載し，それを映り込ませて撮影することにより，写真自体を証明書類とすることが可能

※ 前回の建設工事入札参加資格審査で申請を行った災害支援活動に係る証明書については，前回申請を行った証明書の写しを添付すること。

1 2. 消防団員の雇用状況

- (1) 令和7年6月1日時点の消防団員数を記入すること。
- (2) 確認のために「消防団員雇用状況確認（申請）書」（様式8）を添付すること。

1 3. 障がい者等の雇用状況

- (1) 令和7年6月1日時点の常用雇用労働者総数，常用雇用労働者のうち新規学卒者及び身体障がい者手帳，精神障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けている障がい者数等を記入するものとする。
- (2) 法定雇用義務とは，「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が適用される場合のことをいう。
- (3) 「新規学卒者数」の欄は，令和4年4月1日から令和7年3月31日までに，学校教育法に規定する学校若しくは専修学校又は公共職業能力開発施設（但し，短期のものを除く）を卒業した者を採用し，令和7年6月1日時点で常用雇用労働者として雇用している新規学卒者数を記入すること。
- (4) 確認のために新規学卒者の卒業証書，卒業証明書又は職業訓練修了証書の写し及び健康保険被保険者証の写しを添付すること。ただし，次に該当する場合は，健康保険被保険者証の写しに代えて，賃金台帳，出勤簿等，令和7年6月1日時点において常用雇用労働者であったことが確認できる書類を添付すること。
- ア 申請する建設業者が社会保険（健康保険及び厚生年金保険）の適用を受けない者である場合
- イ 雇用していた新規学卒者が令和7年6月2日以降に退職したことにより健康保険被保険者証の写しが添付できない場合
- (5) 「雇用障がい者数」の欄は，「①法定雇用義務がある場合」は「障がい者雇用状況報告書」に記入した合計人数を，「②法定雇用義務がない場合」は雇用している障がい者数を記入すること。
- (6) 「①法定雇用義務がある場合」の「法定雇用人数」の欄については，「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき，令和7年6月1日現在での障害者雇用状況報告書の③（二）に記載された数に法定雇用率（2.5%）を掛けた数を記入にすること。
- (7) 「法定雇用を超える人数」の欄については，「①法定雇用義務がある場合」に，雇用障がい者数が法定雇用人数を超えている人数を記入し，超えていない場合（雇用障がい者数と法定雇用人数が同数の場合も含む）は空欄とすること。
- (8) 「①の者の雇用期間」の欄については，令和7年6月1日時点で，1年以上継続して雇用している障がい者がいる場合にその人数を記入すること。
- (9) 確認のために「①法定雇用義務がある場合」は，障がい者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所の受付印のあるものに限る。）を，

「②法定雇用義務がない場合」は、雇用障がい者全員の障がい者手帳の写し、精神障がい者手帳の写し又は療育手帳の写しを添付すること。
また、①及び②の確認書類として、1年以上継続して雇用していることがわかる書類（健康保険被保険者証等）の写しを添付すること。

14. 男女共同参画支援・子育て支援

- (1) 令和7年7月31日時点において、就業規則に、育児休業制度、介護休業制度を設けている場合、「次世代育成支援対策推進法」又は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている場合に「○」を記入すること。
- (2) 確認のために以下の書類を添付すること。
- ア 育児休業制度、介護休業制度の場合
商号又は名称、育児休業、介護休業制度の内容が確認できる就業規則の写し。（常用雇用労働者数10人以上の事業所については、労働基準監督署の受付印のあるものに限る。）
- イ 一般事業主行動計画の策定・届出の場合
一般事業主行動計画策定・変更届の写し。（都道府県労働局の受付印のあるものに限る。）

15. 環境マネジメントシステムの認証取得の状況

- (1) ISO14000認証取得の状況
- ア 国際標準化機構が規格化した環境マネジメントシステム（ISO14000シリーズ）を令和7年7月31日時点で認証取得しており、適用範囲に示された事業内容（適用サービス）が、入札参加資格審査の申請を行う業種を含むものである場合に記入すること。
- イ 「認証取得の有無」の欄は、認証取得している場合「○」を記入すること。
- ウ 登録証の写しを添付すること（原本確認不要）（登録証だけでは適用サービスが確認できない場合は付属書も添付する。）。
- エ 認証範囲に建設業法上の営業所（本店、支店）の全てが含まれていること。
（確認のため建設業法の建設業許可申請書（様式第一号）の別紙二(1)又は別紙二(2)の営業所一覧表の写しを添付すること。）
- (2) エコアクション21等の認証取得の状況
- ア （公財）地球環境戦略研究機関から、エコアクション21の認証・登録証の交付を令和7年7月31日時点で受けており、適用範囲に示された事業内容（適用サービス）が、入札参加資格審査の申請を行う業種を含むものである場合に①の欄に記入すること。
- イ 特定非営利活動法人KES環境機構から、KESステップ1、KESステップ2の登録証の交付を令和7年7月31日時点で受けており、登録範囲に示された事業内容（適用サービス）が入札参加資格審査の申請を行う業種を含むものである場合に②の欄に記入すること。
- ウ （一社）エコステージ協会からエコステージの認証書の交付を令和7年7月31日時点で受けており、製品・サービスに示された事業内容（適用サービス）が、入札参加資格審査の申請を行う業種を含むものである場合に②の欄に記入すること。
- エ ISO14001を自己（自主）適合宣言している事業所のうち市民団体認証を令和7年7月31日時点で受けている場合に②の欄に記入すること。
- オ 「認証取得の有無」の欄は、認証取得している場合「○」を記入すること。
- カ 確認のために申請書に認証・登録証等の写しを添付すること。
- キ 認証範囲に建設業法上の営業所（本店、支店）の全てが含まれていること。
（確認のため建設業法の建設業許可申請書（様式第一号）の別紙二(1)又は別紙二(2)の営業所一覧表の写しを添付すること。）
- ※ ISO14000シリーズとそれ以外の環境マネジメントシステムについては、重複加点はしない。

16. 建設業以外の新分野への進出状況

- (1) 建設工事入札参加資格申請書に添付されている総合評定値通知書の審査基準日の直前2年間に建設業以外の分野の事業（風俗営業等、公序良俗に反するものを除く。）に進出し、自らの会社における新分野進出、又は、単独或いは共同出資により県内に本店を有する新分野事業を営む法人を設立した場合に記入すること。（ただし、前回の建設工事入札参加資格審査において評価（加点）された事業分野については対象外とする。）
- (2) 確認のために以下の書類を添付すること。
- ア 新分野進出の概要が分かる資料（様式は自由）
- イ 新分野進出に伴う支出を証明できる資料（領収書（写し）、償却資産の支出の場合は減価償却明細書（写し））
- ウ 新分野進出を証明する書面（株主総会又は取締役会の議事録（写し）等）
- エ 新法人設立の場合、新分野進出会社の商業登記簿謄本（写し）及び株主総会又は取締役会の議事録（写し）等
- オ 借入を行った場合には、新分野進出に伴う借入であることの金融機関からの証明書
- カ 新分野進出にあたり必要となる許認可を受けた通知書（写し）等

17. 企業合併等の有無

- (1) 建設工事入札参加資格申請書に添付されている総合評定値通知書の審査基準日の直前2年間に、鹿児島県建設工事入札参加資格者格付等結果表に登録され、かつ鹿児島県内に建設業法第3条に基づく主たる営業所を有する2者以上の会社間で企業合併等を行った者で、次の場合に記入すること。(但し、前回の建設工事入札参加資格審査において評価(加点)されている場合は対象外とする。)
- ア 合併により新会社が設立された場合(新設合併)における新設会社
 イ 合併によりその一方が存続した場合(吸収合併)における存続会社
 ウ 他の会社から建設業に係る事業権を全部譲り受けたことにより、当該事業を譲渡した会社が建設業を全部廃業した場合における、当該事業を譲り受けた会社
- (2) 上記(1)ア、イ、ウに該当するものは、「企業合併等の種類」の該当する項目の欄に「○」を記入すること。
- (3) 確認のために以下の書類を添付すること。
- ア 合併等の概要が分かる資料(様式は自由)
 イ 合併等に係る契約書の写し
 ウ 存続会社、消滅会社(又は譲渡会社)の鹿児島県建設工事入札参加資格者格付等結果通知書
 エ 建設業法第12条に基づき、消滅会社(又は譲渡会社)が許可行政庁に提出した廃業届の申請人副本の写し。(当該行政庁の受付印のあるものに限る。)
 オ 上記(1)ア、イ、ウに該当する者の建設業許可通知書の写し
 カ 登記簿謄本
- (4) 「企業合併等の実施日」の欄については、企業合併等を行った日を記入すること。

18. 県産品の使用状況

- (1) 令和7年7月31日時点で、かごしま材取扱店認証制度による認証取扱店の認証を受けている場合、かごしま緑の工務店に登録している場合又はかごしま材の家づくり強化促進事業の地材地建グループに加入している場合に対象とし、それぞれの該当する「認証・登録・加入の有無」欄に「○」を記入すること(建築一式でのみ加点)。
- (2) かごしま材取扱店認証制度による認証取扱店の認証を受けている場合又はかごしま緑の工務店に登録している場合は、確認のために以下の書類をそれぞれ添付すること。
- ア かごしま材取扱店認証制度による認証取扱店の認証を受けている場合、かごしま材取扱店認証書の写し
 イ かごしま緑の工務店に登録している場合、かごしま緑の工務店登録証の写し
- (3) かごしま材の家づくり強化促進事業の地材地建グループに加入している場合は、監理課の資料で判定するため、確認書類の提出は不要。

19. 保護観察対象者の雇用支援の状況

- (1) 令和7年7月31日時点で、鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している場合に対象とし、「登録の有無」欄に「○」を記入すること。
- (2) 確認のために以下の書類をそれぞれ添付すること。
- ア 鹿児島県協力雇用主会の登録を受けている場合、鹿児島県協力雇用主会が発行する会員登録証明書の写し
 イ NPO法人鹿児島県就労支援事業者機構の登録を受けている場合、特定非営利活動法人鹿児島県就労支援事業者機構が発行する会員登録証明書の写し

20. 暴力団排除活動の状況

- (1) 不当要求防止責任者講習会を令和4年4月1日から令和7年7月31日までの間に受講している場合に対象とし、「受講の有無」欄に「○」を記入すること。
- (2) 確認のために以下の書類を添付すること。
- ア 鹿児島県公安委員会が発行する受講修了証書の写し

21. 福利厚生者の状況

- (1) 令和7年7月31日時点で厚生年金基金に加入している場合又は確定給付企業年金など企業年金制度を導入している場合に対象とし、「登録の有無」欄に「○」を記入すること。
- (2) 確認のために以下のいずれかの書類を添付すること。(経営事項審査時に使用したものではなく、再度発行したものに限り。)
- ア 【厚生年金基金の場合】
 厚生年金基金が発行する厚生年金基金加入証明書

- イ 【基金型企業年金基金の場合（県建設業企業年金基金など）】
企業年金基金が発行する企業年金基金加入証明書
- ウ 【規約型企業年金基金の場合】
信託銀行・生命保険会社等の受託運用機関が発行する加入証明書，又は事業主と当該受託運用機関との適格年金契約書の写し
- エ 【確定拠出年金の場合】
厚生労働大臣による承認通知書，事業主と確定拠出年金運営機関との運営管理業務委託契約に係る契約書の写し，又は審査基準日前の直近の掛金振込に係る領収書等

2.2. 県管理道路の維持管理委託の受注実績（施設管理は対象外）

(1) 令和4年4月1日から令和7年7月31日までの期間内に，県と道路維持管理にかかる業務委託を契約した場合に対象とし，「受注の有無」欄に「○」を記入すること。

ア 委託契約の例

- ・ 道路維持補修(管理)業務委託
- ・ 道路維持補修(道路管理)業務委託
- ・ 道路維持・県有災・年末年始パト業務合併委託
- ・ 道路維持補修(舗装補修)業務委託
- ・ 道路維持補修(道路巡視)業務委託
- ・ 県有施設災害復旧委託(合併)等

(2) 受注状況の確認のため，「県管理道路の維持管理委託受注確認（申請）書」（様式9）（原本）を添付すること

※ 本評価項目は，「県管理道路の維持管理委託受注確認（申請）書」（様式9）の提出があった場合のみ評価対象とする。

※ 前回の建設工事入札参加資格審査で申請を行った県管理道路の維持管理委託に係る証明書については，前回申請を行った証明書の写しを添付すること。
--